

鳥取県屋外広告物の手引き

平成 26 年 4 月
鳥取県 生活環境部くらしの安心局 住まいまちづくり課

※ この手引きは、平成24年10月1日から適用します。

目 次

第一節 屋外広告物について

1 「屋外広告物」とは	1
2 屋外広告物の特徴と問題点	1
3 屋外広告物の規制の必要性	2

第二節 屋外広告物条例について

1 屋外広告物規制の法令について	2
2 屋外広告物の主な関係法令等	3
3 屋外広告物の規制	3
4 適用除外広告物	4
5 禁止地域、制限地域、禁止物件の指定	4
6 屋外広告物の許可手続	7

第三節 許可の基準等

1 一般的基準	7
2 個別的基準	9
3 許可の期間	15

第四節 適用除外となる広告物

1 禁止地域、制限地域、禁止物件のすべてが適用除外される広告物	15
2 禁止地域、制限地域の規制のみ適用除外になる広告物	17
3 許可を受けることで禁止地域の規制、制限地域における野立広告物 に係る規制のみ適用除外になる広告物	18

第五節 違反広告物に対する措置

1 違反広告物とは	20
2 違反広告物への対応 ー除却命令の場合ー	20
3 罰則	22

第六節 屋外広告業登録制度

1 「屋外広告業」とは	22
2 屋外広告業の登録	22
3 屋外広告物講習会	25
4 屋外広告業者の義務	25
5 知事による屋外広告業の監督	26
6 罰則	26

例 規 編

1	屋外広告物法	27
2	鳥取県屋外広告物条例	37
3	鳥取県屋外広告物条例施行規則	49
4	屋外広告物に係る禁止地域等の指定	57
5	鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連坦区域の指定	64
6	屋外広告物条例及び同規則の運用について	67
7	屋外広告物条例施行規則別表第4の4ただし書の「知事がやむを得ないと認めるとき」について	68

— 凡 例 —

「 法 」 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）

「 条 例 」 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）

「 規 則 」 鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）

「禁止地域告示」 屋外広告物に係る禁止地域等の指定（平成元年鳥取県告示第685号）

「家屋連坦告示」 鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連坦区域の指定（昭和53年鳥取県告示第438号）

第一節 屋外広告物について

1 「屋外広告物」とは

屋外広告物は、法第2条により「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」と定義されています。

すなわち

(1) 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

定着して表示されるものであること。街頭で配布されるビラやチラシは屋外広告物には該当しません。これらは電柱やへいにはり付けられたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物となります。

(2) 屋外で表示されるものであること

建物等の外側にあること。屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内にある広告物は屋外広告物に該当しません。例えばビル等の内側からガラス越しに外に向けて表示される広告物は屋外広告物ではありません。ただし、外側から出し入れするショーウィンドウの場合には、建物の外側に付随して設けられるものとなり、屋外広告物となりますので注意が必要です。

(3) 公衆に表示されるものであること

単に不特定多数に対して表示するという意味ではありません。建物の管理権等から総合的に判断されます。閉鎖的な中庭に向かって表示されている広告物等内側に向かって表示されている広告物は屋外広告物には該当しません。また、「表示」とは文字、絵、シンボルマーク等により、一定の概念やイメージが表示されていることが必要であり、ベニヤ板に単に色を塗ったようなものは「表示」にはあたりません。

(4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されるものであること

「その他の工作物」とは、広告物の表示又は掲出の目的を持たない煙突や塀のようなものや、工作物とはいえない岩石や樹木等を意味し、これらを利用したものでも屋外広告物に含める趣旨のものです。

以上4つの要件を満たすものは、内容や営利・非営利の区別なく「屋外広告物」になります。屋外広告物とは看板、はり紙、広告板等の典型的な「広告物」だけでなく、ネオンサイン、アドバルーン、建物等の外壁に表示されるものを含んだ幅広い概念です。

2 屋外広告物の特徴と問題点

屋外広告物は、情報提供手段であるため、①人が集まる場所、人が多く通過する場所に集中する、②他の広告物より目立とうとする（より派手な色彩や形、より大きく、より高く）という特徴があります。

県内でも、市街地、観光地周辺、バイパス道路・高速道路の出入口周辺及び主要道路の交差点に広告物が集中する傾向があり、周囲の景観を害することが問題とされています。

3 屋外広告物の規制の必要性

屋外広告物は身近な情報提供手段で、それにより提供される情報には有益なものや、必要なものがあります。しかし、屋外広告物が無秩序に乱立すれば、自然の風致や街の美観を損なうこともあり、また施工不完全な広告物による事故等が発生し、公衆に危害を加えるおそれがありますので、規制が必要とされています。

第二節 屋外広告物条例について

1 屋外広告物規制の法令について

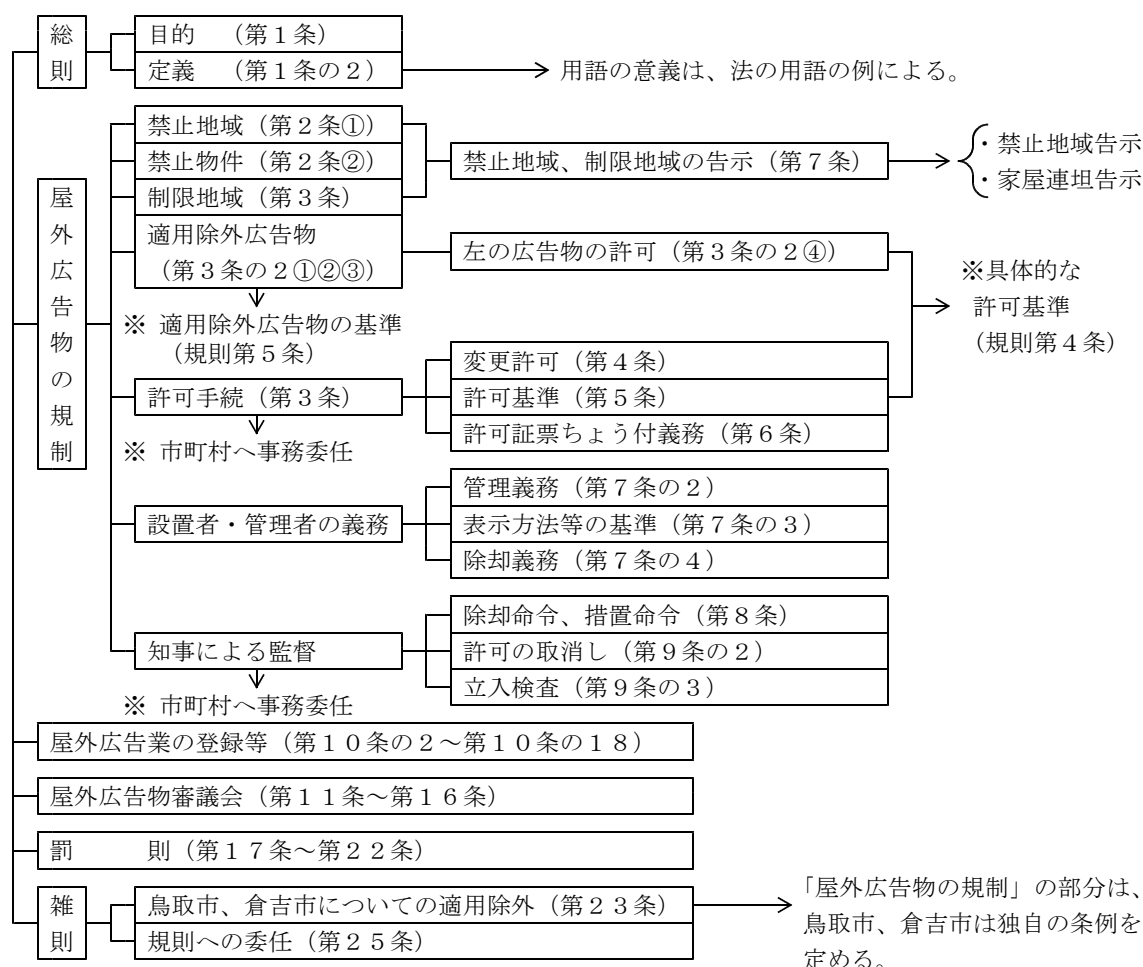
屋外広告物の規制の根拠となる法令としては、**屋外広告物法**がありますが、これは規制にあたっての大枠を定めたものです。実際の規制は、各都道府県・政令指定都市・中核市等（以下「各県市」という。）がその地域ごとに定める条例等に委任されており、各県市ごとの屋外広告物の規制はそれぞれ異なっています。

鳥取県では鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県屋外広告物条例施行規則を定め、屋外広告物の規制を行っています。

また、平成19年10月1日以降の倉吉市の区域については、倉吉市が定める屋外広告物条例、平成24年10月1日以降の鳥取市の区域については、鳥取市が定める屋外広告物条例により規制されます。

なお、他の法令、条例等で屋外広告物の規制を行っている場合がありますので、掲出にあたってはこれらの法令を遵守する必要があります。

「条例等のあらまし」



2 屋外広告物の主な関係法令等

(1) 主な関係法令

法 令	主 な 規 制 内 容
建 築 基 準 法	工作物の建築確認 高さが4メートルを超える広告塔、広告板等
道 路 法	道路の占用許可 広告塔その他これらに類するもの、看板、旗ざお、幕、アーチ。道路の上空に突き出す場合にも許可が必要。
道 路 交 通 法	道路の使用許可 ・ 広告板、アーチその他これらに類するもの
都 市 計 画 法	地区計画の地域（地域によっては独自の基準を設定しており町村の条例等により事前の届出が必要な場合がある。）
自 然 公 園 法	① 国立公園、国定公園の特別地域内の広告物の設置許可 ② 国立公園、国定公園の特別保護地域内の広告物の設置許可 ③ 国立公園、国定公園の普通地域内の広告物の設置の届出
風致地区内における建築物等の規制に関する条例	風致地区内の建築物の建築等の許可 高さが1.5メートルを超える工作物
景 観 法 ・ 鳥取県景観形成条例	景観計画区域における工作物等の建設等の届出 ・ 広告板、広告塔等独立設置されるもの ・ 建築物及び工作物を利用する広告物
鳥取県立自然公園条例	① 県立自然公園の特別地域内の広告物の設置許可 ② 県立自然公園の普通地域内の広告物の設置の届出
農 地 法	農地転用の許可

(2) 土地の所有者等の承諾

屋外広告物を表示又は設置するためには、関係法令を遵守するだけでなく、表示し、設置する場所等が他人の所有又は管理に属するときには、それらの者の許可、認可又は承諾が必要です。

3 屋外広告物の規制

県では禁止地域、制限地域、禁止物件を設定し、屋外広告物を規制しています。

(1) 地域に関する規制

県では全県を次の3地域に区分し、屋外広告物の規制を行っています。

①禁止地域 (条例第2条第1項)	特に景観の優れた地域及び安全上の理由から広告物の掲出を禁止する地域であり、適用除外広告物(→4)を除いて、屋外広告物の掲出が禁止されています。
②制限地域 (条例第3条)	市街地、主要道路の沿道等、無秩序な広告物の掲出を制限する地域であり、適用除外広告物(→4)を除いて、屋外広告物の掲出には許可が必要です。 また、制限地域はその地域の用途から第1種制限地域と第2種制限地域に区分されており、それぞれ許可基準が異なります。第2種制限地域は商業集積地域等であり、第1種制限地域より基準の一部が緩和されています。

③その他の地域	屋外広告物を掲出することは原則自由ですが、管理不全により美観風致を害したり、公衆に対して危害を加えるおそれがある広告物、掲出の必要がなくなった広告物、色彩・照明等に関する基準に適合しない大型の広告物については、条例の措置命令等の対象となります。
---------	--

(2) 禁止物件 (条例第2条第2項、第3項)

屋外広告物の掲出が禁止されている物件です。禁止地域より強く禁止されており、禁止地域で設置できる適用除外広告物であっても、禁止物件に該当する場合は、設置することができないことがあります。

4 適用除外広告物

屋外広告物のすべてを規制の対象とすることは、市民生活の上から適当ではありません。そこで社会生活を営む上で最小限必要な広告物等のうち一定のものは、規制の一部が適用されない（許可基準に適合することを要しない）広告物とされています。（詳細 → 第4節）

適用除外広告物の種類ごとの適用除外の概要は次のとおりです。

(○：基準適合であることを要しない ×：基準適合であることを要する)

適用除外広告物の種類	禁止地域	制限地域	禁止物件	道路・線路からの距離：野立のみ	高さ・面積等	許可の要否
法令の規定により表示設置されるもの	○	○	○	○	○	不要
公職選挙法その他法律の定める選挙運動のために表示設置されるもの	○	○	○	○	○	不要
国の機関、地方公共団体、公共的団体がその事務執行のために設置するもの	○	○	○	○	×	不要
季節的行事又は宗教的行事のために表示設置するもの	○	○	○	○	○	不要
街灯の設置管理者が街灯に表示設置するもの	○	○	○	○	×	不要
自家用広告物	○	○	×	○	×	不要
自己管理地に管理目的で表示設置するもの	○	○	×	○	×	不要
はり紙・はり札等	○	○	×		×	不要
一時的又は仮設的なもの	○	○	×	×	○	不要
講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示設置するもの	○	○	×	×	○	不要
人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示設置されるもの					○	不要
案内誘導広告物	○	○	×	○	×	要

5 禁止地域、制限地域、禁止物件の指定

(1) 禁止地域

ア 文化財保護法の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護

条例の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で知事が指定する範囲内にある地域（条例第2条第1項第1号。「知事が指定する範囲」→禁止地域告示第1項）

イ 古墳又は墓地（同第2号）

ウ 道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの
（同第3号。「知事が指定するもの」→禁止地域告示第2項）

エ 東郷池及びこれらから200メートル以内の地域（知事が指定する地域を除く。）
（同第4号。「知事が指定する地域」→禁止地域告示第3項）

オ 空港に接続する200メートル以内の地域で当該空港から展望できる場所（同第5号）

空 港 名	所 在 地
美保飛行場（米子空港）	境港市小篠津町及び米子市大篠津町の一部

カ 都市計画法の規定により定められた風致地区（同第6号）

都市名	地 区 名	所 在 地
米子市	湊山風致地区	米子市内町、加茂町、祇園町、久米町、西町の一部

キ 鳥取県景観条例により指定された景観形成重点区域のうち知事が指定する地域
（同第7号。現在該当なし）

（2）制限地域

区 分	地 域 又 は 場 所
第1種制限地域	第2種制限地域以外の区域
第2種制限地域	制限地域のうち都市計画法第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められた区域

ア 都市計画法の規定により指定された都市計画区域のうち知事が指定する区域
（条例第3条第1項第1号。「知事が指定する区域」→禁止地域告示第4項）

イ 自然公園法の規定により指定された国立公園の地域（同第2号）

名 称	所 在 地
大山隠岐国立公園	琴浦町、大山町、伯耆町、日野町、江府町の一部
山陰海岸国立公園	岩美町の一部

ウ 道路、鉄道及びこれらに接続する地域で知事が指定するもの
（同第3号。「知事が指定するもの」→禁止地域告示第5項）

エ 鳥取県景観条例により指定された景観形成重点区域のうち知事が指定する地域
（同第4号。現在該当なし）

（3）禁止物件

ア すべての広告物について表示及び広告物を掲出する物件の設置を禁止するもの

- ① 橋りょう及び高架構造物（条例第2条第2項第1号）
- ② 街路樹及び路傍樹（同第2号）
- ③ 形像及び記念碑（同第3号）
- ④ 信号機、道路標識及び道路上のさく（同第4号）
- ① 郵便ポスト及び公衆電話ボックス（同第5号）

イ はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の表示を禁止するもの

- ① 電柱、電話柱及び街灯柱 (条例第2条第3項 第1号)
- ② アーチの支柱及びアーケードの支柱 (同 第2号)

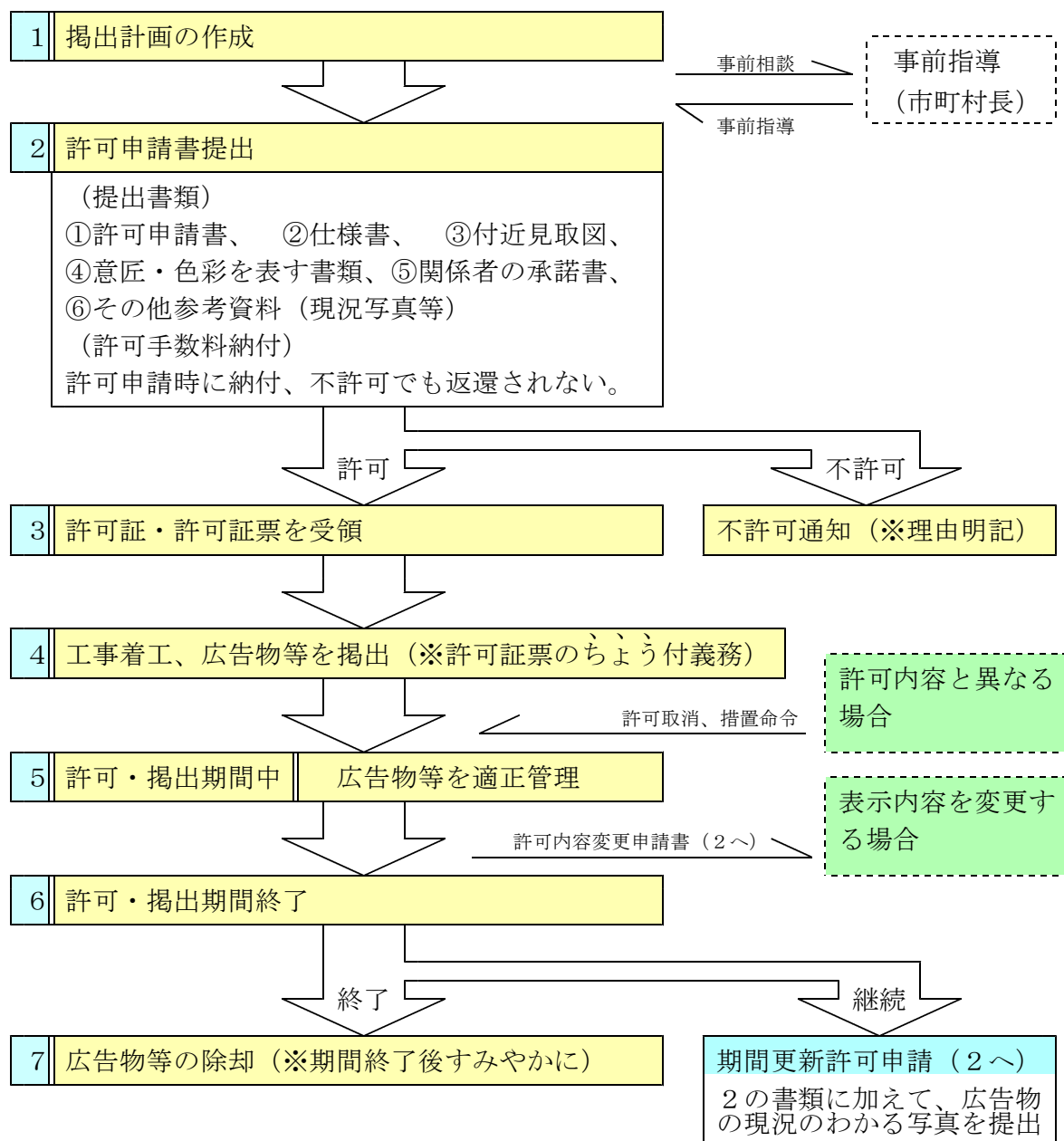
【参 考】 適用除外・許可の体系

ゴシック体： 基準に適合する必要があるもの

区 分			該 当 広 告 物 等	摘 要
禁 止 地 域 に 設 置 で き る も の	適 用 除 外	許 可	・ 法令の規定により表示設置されるもの ・ 国の機関、地方公共団体、公共的団体がその事務執行のために設置するもの (基準 → 規則別表第1) ・ 公職選挙法その他法律の定める選挙運動のために表示設置されるもの ・ 季節的行事又は宗教的行事のために表示設置するもの ・ 街灯の設置管理者が街灯に表示設置するもの (基準 → 規則別表第2)	表 示 の 方 法 等 の 基 準 (条 例 別 表) は、 す べ て の 広 告 物 等 に 適 用 さ れ る。
		許 可 不 要	・ 自家用広告物 (基準 → 規則別表第3第1項) ・ 自己管理地に管理目的で表示設置するもの (基準 → 規則別表第3第2項) ・ はり紙 (基準：0.13㎡以下) ・ はり札等 (基準：0.10㎡以下) ・ 一時的又は仮設的なもの (基準：10日以内) ・ 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示設置するもの ・ 人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示設置されるもの	
		許 可 必 要	案内誘導広告物 (許可基準 → 条例別表、規則別表第1の2)	
制 限 地 域 に 設 置 で き る も の	適 用 除 外	許 可 不 要	上記「禁止地域に設置できるもの」の「許可不要」の区分に同じ。	
		許 可 必 要 (注)	案内誘導広告物 (許可基準 → 条例別表、規則別表第1の2) (注) 通常の広告物の許可基準は適用が除外されるが、別途、案内誘導広告物としての許可基準に適合する必要がある。	
	許 可 必 要		分類 野立ての広告物 屋上を利用する広告物等 壁面等を利用する広告物等 立看板等 電柱を利用する広告板 街灯柱を利用する広告板 バス停留所標識を利用する広告板 広告柱 アーケードに添加する広告物 広告幕 (横断幕、垂れ幕) 旗、のぼり アーチ 気球広告 はり紙 その他の広告物等 【個別的基準】 広告物等の分類に応じた許可基準を適用 (基準 → 規則別表第1) ただし、知事が別に定めるものは除く (規則4条)	

6 屋外広告物の許可手続

制限地域内において屋外広告物を表示し、又は設置しようとするときは、原則として、市町村長の許可を受ける必要があります。許可手続は概ね次のとおりです。



第三節 許可の基準等

1 一般的基準 ……全ての広告物等が守らなければならない基準 (条例別表)

- (1) 広告物等が風雨、衝動等によって容易に倒壊、剥(はく)離、破損、落下等のおそれのあるものでないこと。
- (2) 広告物等が道路の路面上に突き出して設置される場合には、次に掲げる基準に該当するものであること。ただし、自己の氏名等を表示するための広告物等について、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。 (「やむを得ないと認めるとき」→平成19年5月18日付第200700028925号通知)

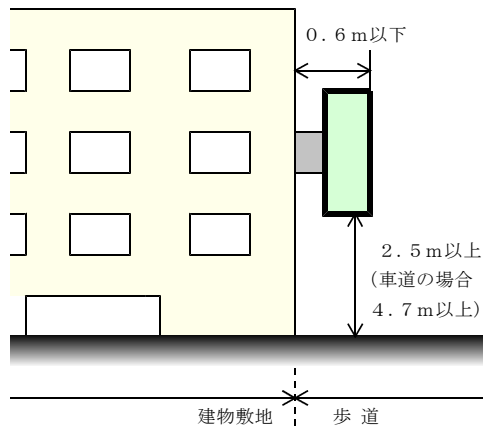
① 路面から広告物の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあつては4.7m以上、道路の歩道の部分にあつては2.5m以上であること。

(図1-1)

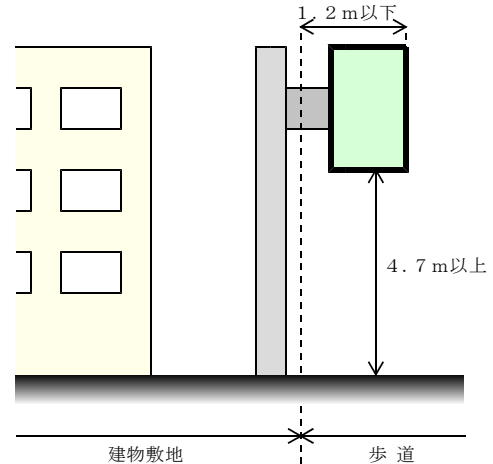
② 突き出し部の長さが0.6メートル（道路の歩道の部分に突き出す広告物等で路面から広告物の下端までの高さが4.7m以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合は、1.2m）以下であること。（図1-2）

(注) (2)の場合、別途、道路管理者の道路占用許可を受ける見込みが必要です。

【図1-1】道路突出看板(①)



【図1-2】道路突出看板(②)



(3) 広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げないこと

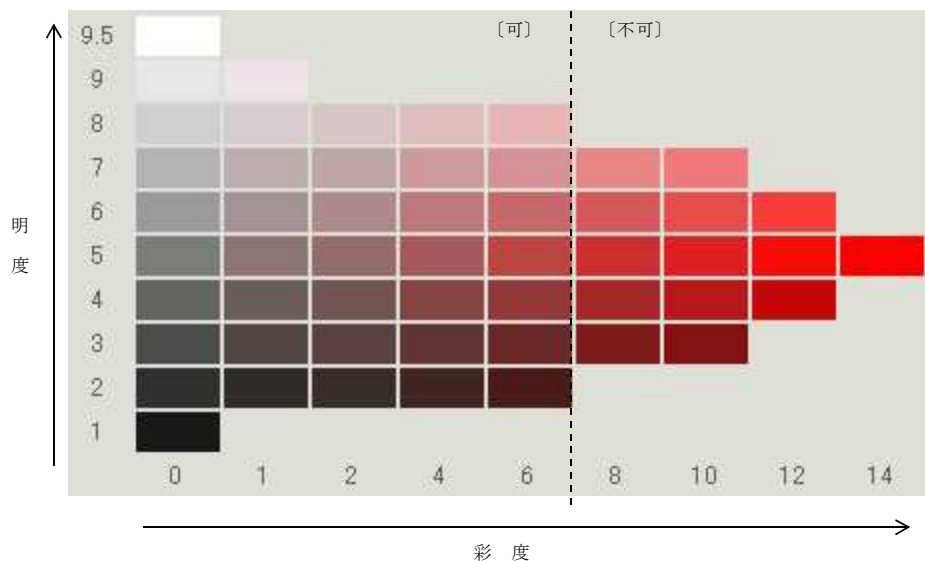
(4) 大型広告物（広告物の上端が地上から10mを超え、かつ、表示面積^(注)が30㎡を超える広告物等をいう。）の場合は、次の基準に適合するものであること。ただし、第2種制限地域においては、この限りでない。

① 彩度8以上の色（図2-1）を1面の表示面積の1／2を超えて使用しないこと。

(図2-2)

② 照明・ネオンその他の人工の光源を用いるときは、これらを移動・点滅・回転させないこと。（図2-3）

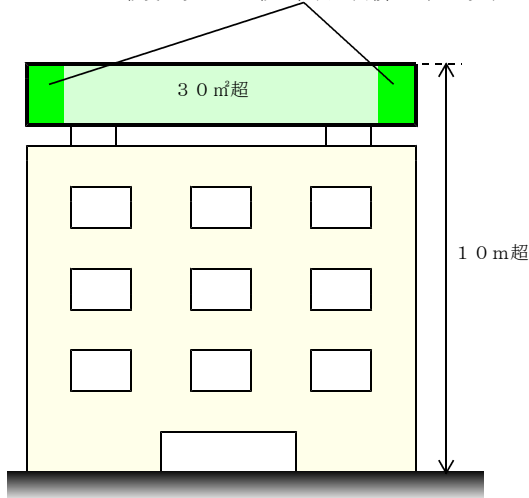
【図2-1】彩度（マンセル式による。R〔赤〕の色相で例示）



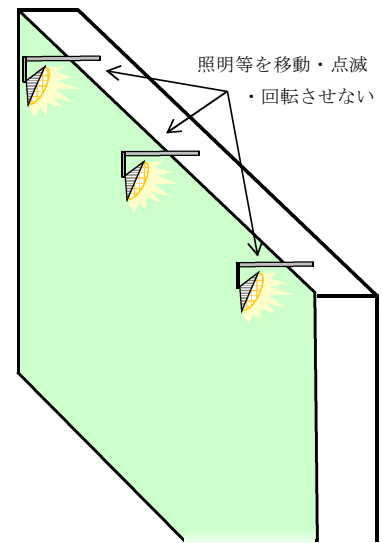
(注) 印刷のため、上図の各色は実際の規格と異なります。

【図 2 - 2】大型広告物の色彩規制

彩度 8 以上の色彩は、表示面積の 1/2 以下



【図 2 - 3】大型広告物の照明等規制



※ その他、広告物等が環境に調和し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に危害を及ぼさないものとするため、以下の点に配慮すること（条例第 7 条の 2）

- ・ 広告物等を表示する場所の環境を考慮した色彩・意匠等とすること。
- ・ 看板の地色は、赤、黄、黒の原色を使用しないようにすること。
- ・ 赤色系の蛍光塗料は使用しないようにすること。
- ・ 広告物等の正面、側面等に支柱等が突き出さないこと

2 個別的基準

許可が必要な広告物等が守るべき基準

※ただし、知事が別に定めるものは除く（規則第 4 条、規則別表第 1）

（1）野立ての広告物等

① 距離に関する基準

ア 道路・鉄道からの距離

制 限 地 域 の 区 分	距離に関する基準
（ア）道路から両側 500m 以内、鉄道から大山側 500m 以内が制限地域に指定されている場合	道路・鉄道から 200m 以上離れていること
（イ）（ア）以外の沿線の場合（道路・鉄道と制限地域の間に禁止地域がある場合を除く。）	道路・鉄道から 100m 以上離れていること

イ 広告物等相互間の距離

他の野立広告物等から 100m 以上離れていること。

※ 家屋連担区域（→②）では、距離に関する基準は、適用しない。

② 家屋連担区域

ア 家屋連担区域の範囲

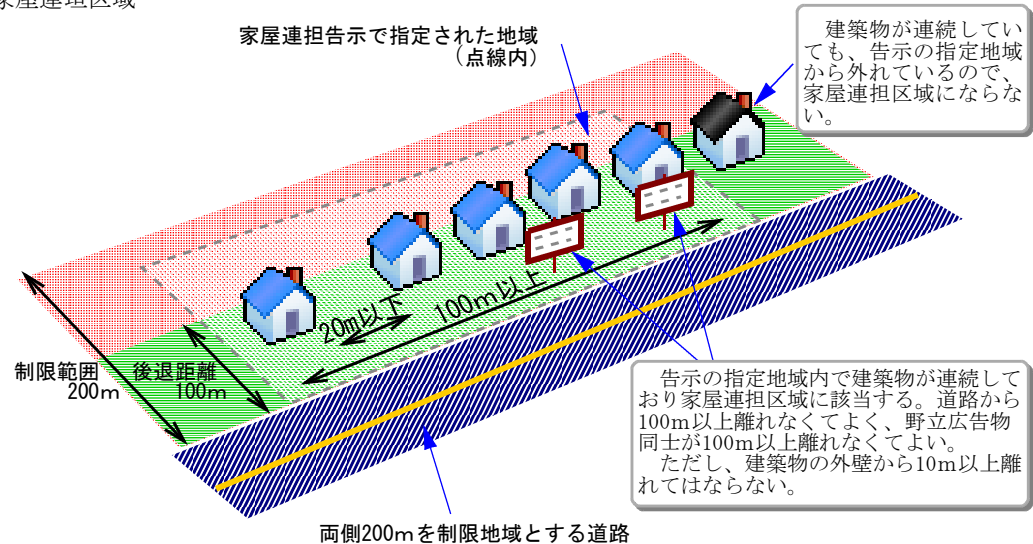
知事が告示で指定する地域等（家屋連担告示）で、道路・鉄道的一方の側にある建築物（家屋及びこれに附属するべい・垣等）が相互の間隔が 20メートル以下で、道路・鉄道に沿っておおむね 100メートル以上にわたり接続して分布する区域

なお、都市計画の用途地域が指定されている地域は、すべて家屋連担区域に該当します。

イ 家屋連担区域においては、制限区域内に設置する野立広告物等について、距離に関する基準（→①）を緩和する。

ウ 家屋連担区域における野立広告物等の掲出位置については、各建築物の外壁から10メートル以内の範囲とするよう指導すること。

【図3】家屋連担区域



③ 表示面積、高さに関する基準（図4）

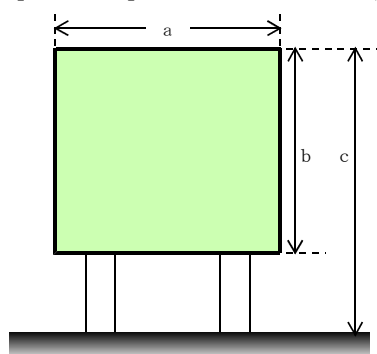
ア 第1種制限地域の基準

- （ア） 1面の表示面積が 30m^2 以下であること。
- （イ） 高さが地面から10m以下であること。

イ 第2種制限地域の基準

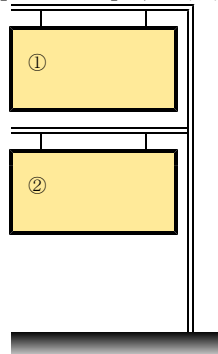
- （ア） 1面の表示面積が 30m^2 以下であること。
- （イ） 高さが地面から20m以下であること。

【図4-1】野立広告物の表示面積



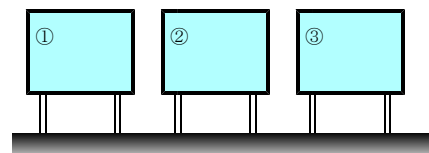
$$a \times b = 30\text{m}^2\text{以下}$$
$$C = 10\text{m以下（第2種：20m）}$$

【図4-2】集合看板の場合



$$\text{①} + \text{②} = 30\text{m}^2\text{以下}$$

【図4-3】複数の独立した広告板等で一つの広告を形成している場合



$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = 30\text{m}^2\text{以下}$$

※ その他、以下の点に配慮すること

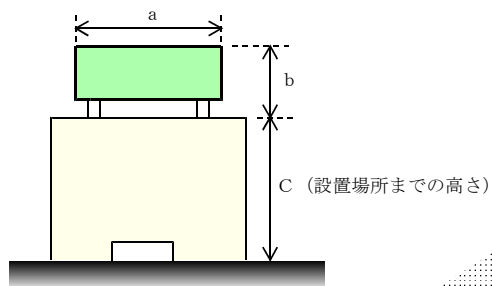
- ・ 隣接して2以上（既存のものを含む。）設置することとなる場合は、美観を配慮した高さ、配列とすること。
- ・ 表示の部分の下方が、雨の跳ね返りで汚れないような高さとする。

(2) 建築物、へい又は垣を利用する広告物等

① 屋上を利用するもの (図5)

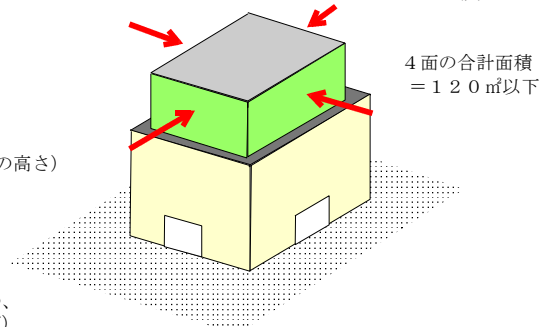
区 分	第1種制限地域	第2種制限地域
ア 個数	1 建築物につき 1 個	
イ 高さ	地面から広告物を設置する場所までの高さの $1/2$	地面から広告物を設置する場所までの高さの $2/3$
	10m以下	20m以下
ウ 表示面積	120㎡以下	

【図5-1】屋上広告物



$b = 10\text{m}$ 以下 (第2種: 20m 以下)、かつ、
 $b = 1/2 \times C$ 以下 (第2種: $2/3 \times C$ 以下)
 $a \times b = 120\text{㎡}$ 以下

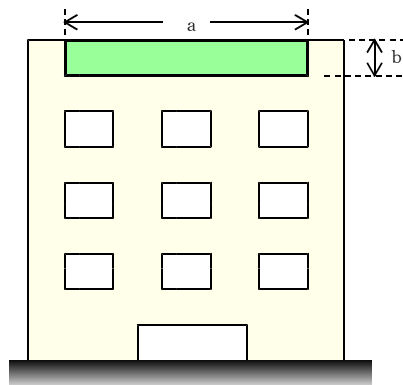
【図5-2】屋上広告物が4面からなる場合の表示面積の基準



② 壁面、へい又は垣を利用するもの (図6)

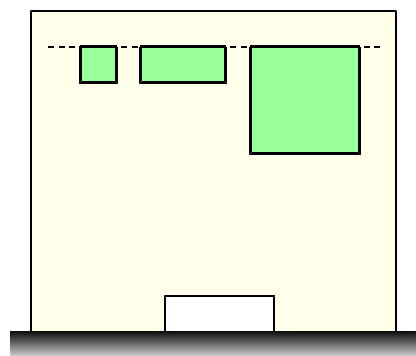
表示面積が30㎡以下であること。

【図6-1】壁面広告物



$a \times b = 30\text{㎡}$ 以下

【図6-2】1壁面に複数表示する広告物



1面の合計面積 $= 30\text{㎡}$ 以下

※ 配列を工夫し、感じよく配置するよう配慮すること

※ その他、以下の点に配慮すること

- ・ 突き出し広告以外は、壁面からはみ出さないようにすること。
- ・ 壁面全体を覆うようなものとせず、壁面とバランスのとれた大きさとする。
- ・ 同一壁面に2以上 (既存のものを含む。) 表示することとなる場合は、上端又は下端の高さを同一とする。また、横に一定の間隔をあけること。
- ・ 広告板等の下端が雨の跳ね返りで汚れないような高さに表示すること。
- ・ 広告板は壁面に密着させること。
- ・ 建築物に付帯していないへい又は垣には表示しないこと。

(3) 立看板 (図7)

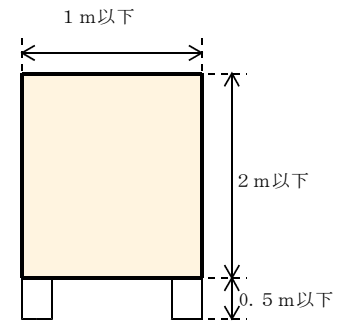
- ① 表示面積が2㎡以下であること。
- ② 脚部を除く部分の大きさが縦2m以下、横1m以下であること。
- ③ 脚部の高さが0.5メートル以下であること。

(注) 道路上に設置する場合は、道路管理者の道路占用許可を得る必要がある。

※ その他、以下の点に配慮すること

- ・ 表示する期間は原則として1月以内とすること

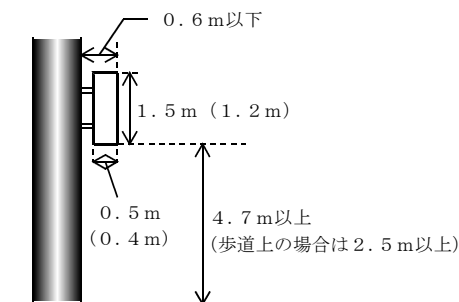
【図7】



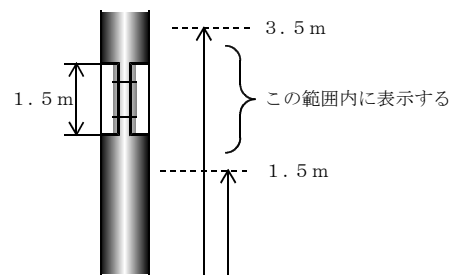
(4) 電柱を利用する広告板 (図8)

- ① 大きさが縦1.5m×横0.5m、又は、縦1.2m×横0.4mであること。
 - ② 電柱に巻き付ける広告板は、地上1.5mから3.5mまでの範囲内に表示すること。
 - ③ 電柱に添加する広告板は、突き出し部分の長さが0.6m以下であること。
 - ④ 電柱に添加する広告板は道路の中心線に直角に設置するものであること。
 - ⑤ 道路敷き以外にある電柱に添加する場合には、地面から広告板の下端までの高さが2.5m以上であること。
 - ⑥ 電柱一本につき一個であること。
 - ・ ただし、電柱に巻き付ける場合、1本の電柱に巻き付ける広告板と添加する広告板を各々1個ずつまでとすることができる。
- ※ 巻付看板については、1㎡の範囲内において1個を2面として掲出することができる。(権限移譲前の県の運用)
- 表示面積1㎡以下：横0.33㎡×縦1.5m×2面＝0.99㎡
- ⑦ 電柱に直接塗布するものでないこと。

【図8-1】電柱に添加する場合



【図8-2】電柱に巻き付ける場合



※ その他、以下の点に配慮すること

- ・ 使用する色彩は3色程度とすること。
- ・ 赤色系の使用はアクセントとして最小限にとどめること。
- ・ 主たる広告の表示の横幅は、広告板の幅の2/5以下とし、その他の表示は広告板の下端にするようにする。
- ・ 突き出し広告は、道路と反対側に突き出すようにすること。

(5) 街灯柱を利用する広告板 (図9)

- ① 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。
- ② 大きさが縦1.5m以下、横0.5m以下であること。

- ③ 突き出し部分の長さが0.6m以下であること。
- ④ 街灯柱一本につき1個であること。
- ※ その他、以下の点に配慮すること
 - ・ 使用する色彩は3色程度とすること。
 - ・ 赤色系の使用はアクセントとして最小限にとどめること。
 - ・ 主たる広告の表示の横幅は、広告板の幅の2/5以下とし、その他の表示は広告板の下端にするようにする。
 - ・ 突き出し広告は、道路と反対側に突き出すようにすること。

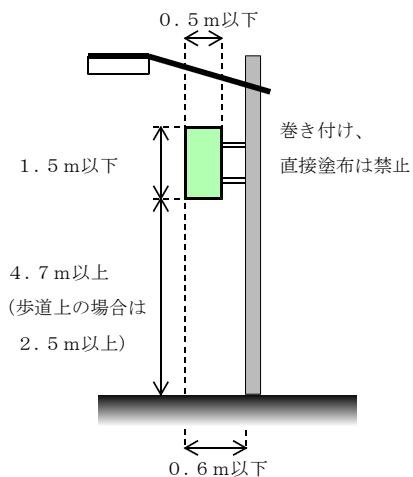
(6) バス停留所標識を利用する広告板 (図10)

- ① 時刻表の表示板の下端に表示するものであること。
- ② 表示面積が0.2㎡以下のものであること。

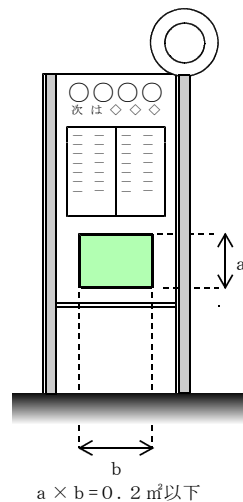
(7) 広告柱 (図11)

- ① 高さが2 m以下であること。
- ② 柱の幅又は直径が0.2m以下であること。

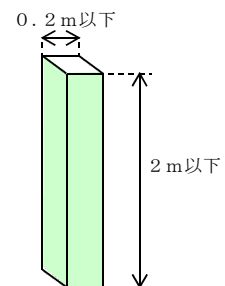
【図9】街灯柱



【図10】バス停留所標識



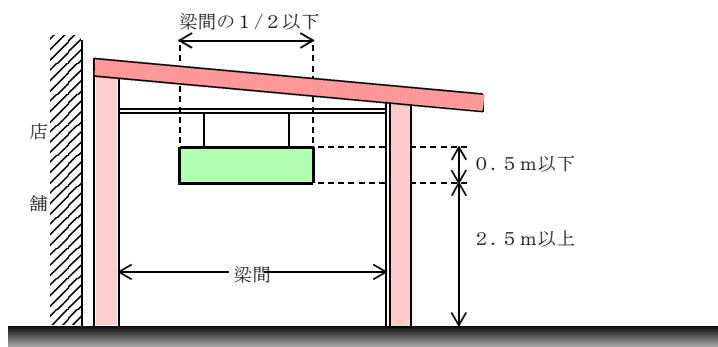
【図11】広告柱



(8) アーケードに添加する広告物

- ① アーケードの上部に設置しないものであること。
- ② 原則として1商品につき1個であること。
- ③ 同一商店街においては規格を統一したものであり、その大きさは、縦が0.5m以下、横がアーケードの梁間の1/2であること。

【図12】アーケード



(9) 広告幕

① 横断幕 (図13-1)

ア 地面から横断幕の下端までの高さが5 m以上であること。

イ 大きさが縦1 m以下、横1.5 m以下であること。

② 垂れ幕 (図13-2)

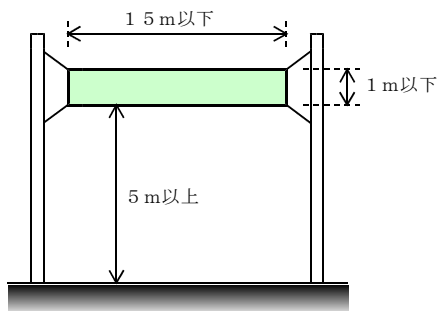
ア 第1種制限地域の基準

大きさが縦20m以下、横1 m以下であること。

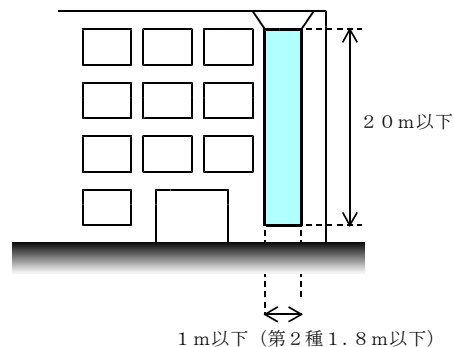
イ 第2種制限地域の基準

大きさが縦20m以下、横1.8m以下であること。

【図13-1】横断幕



【図13-2】垂れ幕



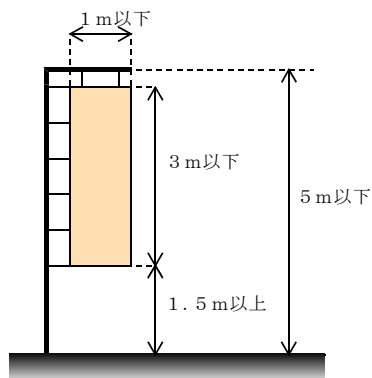
③ 旗、のぼり (図13-3, 4)

ア 大きさが縦3 m以下、横1 m以下であること。

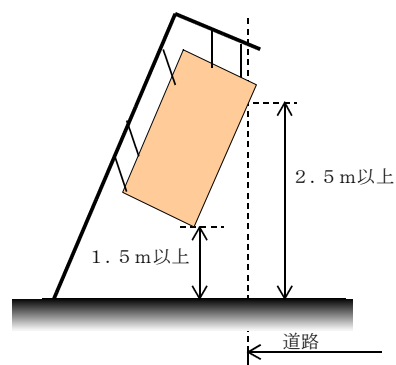
イ 地面から旗又はのぼりの布等の表示する部分の下端までの高さが1.5 m以上であり、かつ、上端までの高さが5 m以下であること。

(注) 道路上に設置する場合は、道路管理者の道路占用許可を得る必要がある。

【図13-3】旗・のぼり



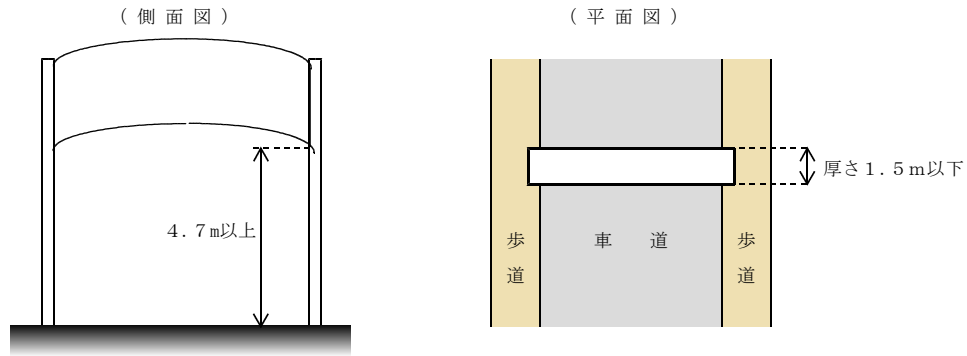
【図13-4】道路に突き出す旗・のぼり



(10) アーチ (図14)

アーチの厚さが1.5 m以下であること。

【図14】アーチ



(注) 上空を横断される道路につき、道路管理者の道路占用許可を得る必要がある。

(11) 気球広告

気球に吊り下げる広告物は、ネットを用いて取り付けるものであること。

(12) はり紙

表示面積が 1.5m^2 以下であること。

※ その他、以下の点に配慮すること

- ・ 表示する期間は原則として1月以内とすること。
- ・ はり紙は、のりで貼らないようにすること（容易にはがせるものであること）。

(13) その他の広告物等

その他の広告物等については、(1)～(12)までの各広告物の許可基準との均衡を考慮し、知事とその都度定めるところによること。

3 許可の期間

許可基準に適合し、当初は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止の点から問題がないと判断された屋外広告物も、相当の期間の経過に伴い老朽化・たい色・塗料のはく離等により美観風致を害したり、材料の腐食、ボルトのゆるみ等により倒壊、落下等の危険が生じ、公衆への危害を及ぼすおそれがあります。このような事態を防止するため、条例により、許可の際には期間を設定すること、これ以上の期間にわたって表示する場合には許可の更新により再度のチェックがされることとなっています。

(1) 許可期間

屋外広告物の表示、又は屋外広告物を掲出する物件の設置の許可期間は2年を超えてはならないこととなっています。（条例第3条第2項）

(2) 年度をまたがる場合の許可期間の算定方法

① 1年以内の許可期間となる場合

次のいずれかとする。

- ・ 許可日から1年後とする。
- ・ 許可の属する年度の3月31日までとする。

② 2年以内の許可

次のいずれかとする。

- ・ 許可日から2年後とする。
- ・ 許可の日の属する年度を超えて許可しようとするときは、許可の日から2年を経過する日の前日の属する年の3月31日までとする。ただし、許可の日が1月2日から3月31日までのものについては、許可の日から1年を経過する日の前日の属する年の3月31日までとする。

第四節 適用除外となる広告物

1 禁止地域、制限地域、禁止物件のすべてが適用除外される広告物（条例第3条の2第1項）

（1）法令の規定により表示し、又は設置されるもの（同第1号）

法令の規定により表示される広告物の例

広 告 物 の 例	根拠法令
史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板	文化財保護法
道路標識	道路法
一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示	建築基準法
建設工事の現場等への標識の掲示	建設業法

（2）公職選挙法その他の法律の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、または設置されるもの（同第2号）

（3）（1）、（2）のほか、公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので次に掲げるもの（同第3号）

- ① 国の機関、地方公共団体又は公共的団体^{（注1）}がその事務執行のために^{（注2）}表示し、又は設置するもので別表第1に定める基準（道路等からの距離及び広告物相互間の距離に係る基準を除く。）に適合するもの。（規則第5条第1項第1号）

（注1）「公共的団体」

公共団体（法令の規定に基づいてその存立目的を与えられた団体）より広い意味で、およそ公共的活動をする団体すべて（法人に限らない）を含む。

（具体的な事例）土地開発公社、土地改良区、水害予防組合、財団法人、社団法人、学校法人、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体、社会福祉法人等

（注2）「事務執行のため」

適用除外となるのは「事務執行のために」表示する広告物であり、掲出者が国の機関、地方公共団体、公共的団体であってもそれだけでは適用除外の対象とはなりません。例えば、一般的商行為と同様とみなされるような広告物については事務執行のために表示される広告物には当たらないので、適用除外にはなりません。

（適用除外となる事例）

- ・施策の普及啓発を目的とした広告物
- ・公営施設や博物館等の公共的団体が運営する施設への入り口を示す広告物
- ・町の入り口に表示する広域案内板や、町営スキー場の広告看板、美術館・博物館等の広告看板等、広域の観光客にピーアールする広告物

（適用除外とならない事例）

- ・町営国民宿舎等の民間の行う業務と何ら変わりのない、一般的商行為とみなされる業務

※ 掲出にあたっては適用除外制度の本旨に鑑み以下のような点に注意が必要です。

- ・屋外広告物の掲出により安全上問題が生じる場所でないこと。

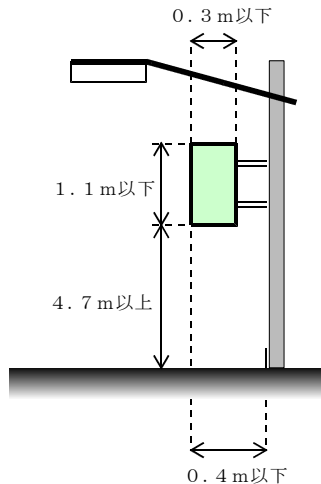
（例）高速道路沿線、自動車専用道路沿線、トンネル周辺 等

- ・色彩、意匠は周囲の景観とできる限り調和させること。

② 季節的行事又は宗教行事のために表示し、又は設置するもの（同 第2号）

③ 街灯を設置し、又はその経費を負担する者が当該街灯に自己の氏名若しくは名称又は商品名を表示するもので次の基準に適合するもの（同 第2号、規則別表第2）

【図15】街灯柱に添加する広告物で適用除外となるもの



ア 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。

イ 大きさは縦1.1m以下、横0.3m以下であること。

ウ 突き出し部分の長さは0.4m以下であること。

エ 道路の中心線に直角に表示するものであること。

オ 地面から広告板の下端までの高さが4.7m以上であること。

カ 街灯柱1本につき1個であること。

2 禁止地域、制限地域の規制のみ適用除外になる（禁止物件規定の適用は除外されない） 広告物（条例第3条の2第2項、規則第5条第2項、別表第3）

（1） 自家用広告物（条例第3条の2第2項 第1号）

自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので、表示面積が10㎡以下のもの

（2） 自己管理地広告物（同 第2号）

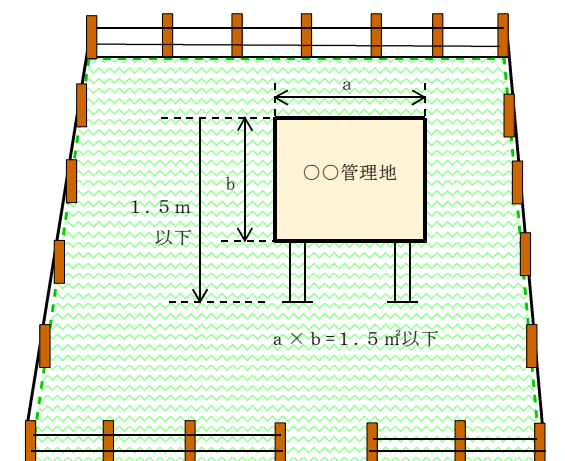
自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示又は設置されるもので、以下の基準に適合するもの。

① 表示面積が1.5㎡以下であること。

② 高さが地面から1.5m以下であること。

※ 表示の内容は、あくまで土地の管理に必要な範囲に限られ、他の宣伝効果を目的とするようなものは該当しない。また、表示個数は必要最小限の範囲とし、意匠、色彩については周囲の景観と調和したものとなるよう配慮すること。

【図16】自己管理地広告物



（3） はり紙又ははり札等で次の基準に適合するもの（同 第3号）

① はり紙でその面積が0.13㎡以下のもの。

② はり札等でその面積が0.10㎡以下のもの。

(4) 一時的又は仮設的なもので表示期間又は設置期間が10日以内のもの（同 第4号）

(5) その他の広告物で①～④に準ずるもの（同 第5号、規則第5条第5項）

- ① 講演会、展覧会、音楽会等のためその敷地内に表示し、又は設置されるもの
- ② 人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示し、又は設置されるもの

3 許可を受けることで、禁止地域の規制、制限地域における野立広告物に係る規制のみ適用除外になる広告物（条例第3条の2第3項、条例別表、規則第4条第2項、規則別表第1の2）

案内誘導広告物

自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（以下「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件で、以下の基準に適合するもの（自家用広告物（→2(1)）を除く。）。

- ① 制限区域においては、野立広告物に限り、かつ、制限区域として指定された道路・鉄道からの距離基準（→第3節 2(1)①）を満たさないものに限る。
- ② 広告物等が風雨、衝動等によって容易に倒壊、はく離、破損、落下等のおそれのあるものでないこと。
- ③ 広告物等が道路の路面上に突き出して設置される場合には、次に掲げる基準に該当するものであること。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない（「やむを得ないと認めるとき」→平成19年5月18日付第200700028925号通知）。

ア 路面から広告物の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあつては4.7m以上、道路の歩道の部分にあつては2.5m以上であること。（図1-1）

イ 突き出し部の長さが0.6メートル（道路の歩道の部分に突き出す広告物等で路面から広告物の下端までの高さが4.7m以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合は、1.2m）以下であること。（図1-2）

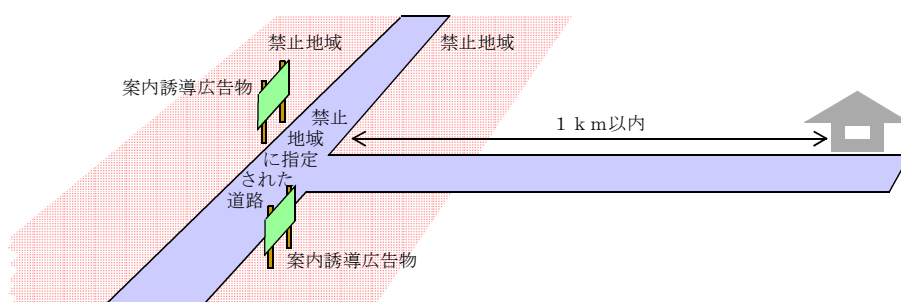
（注）③の場合、別途、道路管理者の道路占用許可を受ける見込みが必要です。

- ④ 広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げるものでないこと。
- ⑤ 禁止地域・制限地域として指定された道路・鉄道から原則として1km以内に自己の居所又は事業所若しくは営業所がある者が、自己の氏名等を表示するために掲出する広告物等であること。（図17-1, 2）
- ⑥ 表示面積が、1面0.5㎡以下、合計1㎡以下であること。ただし、1個の広告物等に複数の者が表示する場合にあつては、それぞれの者につき、表示面積が1面0.75㎡以下、合計1.5㎡以下であり、かつ、当該広告物等の表示面積が1面10㎡以下、合計20㎡以下であること。（図17-3, 4）
- ⑦ 高さが地面から3m以下であること。ただし、平年において積雪の深さが3m以上（道路除雪等により堆雪の高さが3m以上となる場合を含む。）となることがあると認められる地域は除く。（図17-3, 4）
- ⑧ 当該広告物等を表示又は設置することにより、禁止地域における同一の居所又は事業所若しくは営業所に係る広告物等が原則として3個以上になるものでないこと。
- ⑨ 性風俗関連特殊営業に係る表示をするための広告物等でないこと。（「性風俗関連特殊営業」の定義 → 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項）

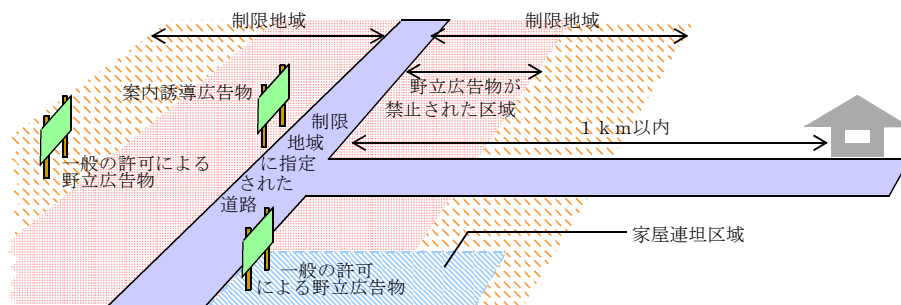
※ その他、広告物等が環境に調和し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に危害を及ぼさないものとするため、以下の点に配慮すること（条例第7条の2）

- ・ 広告物等を表示する場所の環境を考慮した色彩・意匠等とすること。
- ・ 使用する色彩は3色程度とすること。
- ・ 赤色系の使用はアクセントとして最小限にとどめること。
- ・ 主たる広告の表示の横幅は、広告板の幅の2／5以下とし、その他の表示は広告板の下端にするようにする。
- ・ 突き出し広告は、道路と反対側に突き出すのが望ましいこと。
- ・ 広告物等の正面、側面等に支柱等が突き出さないこと

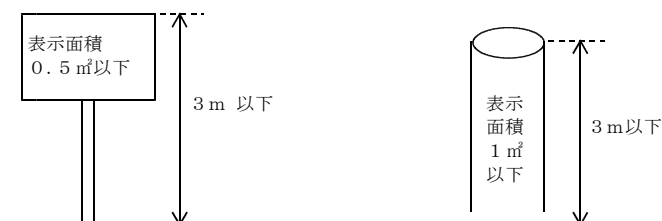
【図17－1】 禁止地域における案内誘導広告物



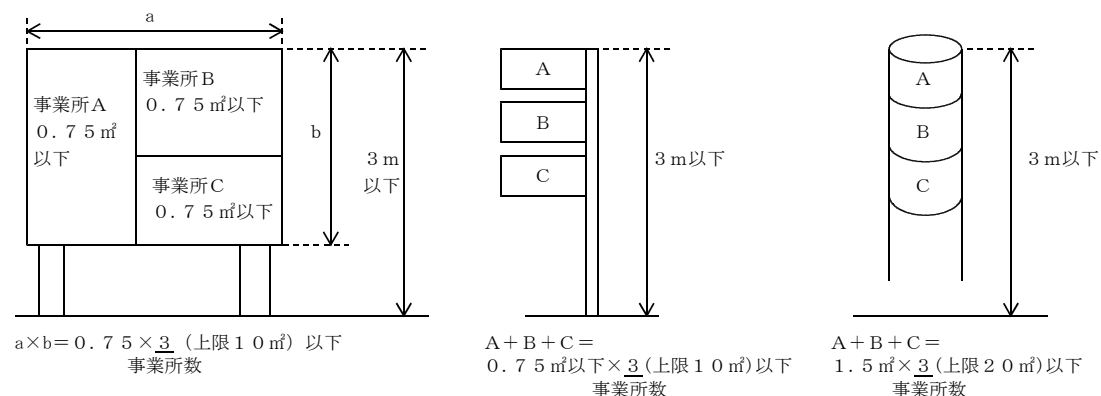
【図17－2】 制限地域における案内誘導広告物（野立広告物に限る）



【図17－3】 1事業所で表示・設置する場合



【図17－4】 複数の事業所が一つの広告物に表示する場合



第5節 違反広告物に対する措置

1 違反広告物とは

違反広告物は、次に掲げるように、設置等に関する違反広告物と、管理等に関する違反広告物とに大きく分けることができます。

これら違反広告物は、除却、改修、移転その他の措置命令の対象となります。

なお、(1)①～④は、主に禁止地域又は制限地域に指定されたいわば限られた地域で発生する違反ですが、(1)⑤⑥及び(2)は、県内のその他の地域でも一般的に発生しうる違反であることに留意する必要があります。

(1) 設置等に関する違反広告物 (条例第8条第1項)

- ① 禁止地域に表示又は掲出された広告物等 (条例第2条違反)
- ② 制限地域に無許可で表示された広告物等 (条例第3条第1項違反)
- ③ 許可を受けることなく表示内容等の変更を行った広告物等 (条例第4条第1項違反)
- ④ 許可条件(変更許可条件を含む。)に違反した広告物等 (条例第3条第3項(第4条第2項)違反)
- ⑤ 表示の方法等の基準(→第3節1)に違反した広告物等 (条例第7条の3違反)
- ⑥ 掲出の必要が無くなった広告物等 (条例第7条の4第1項違反)

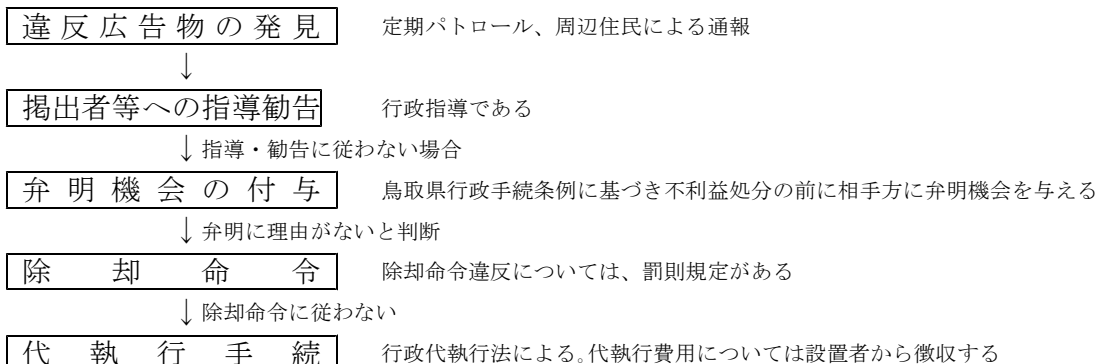
(2) 管理等に関する違反広告物 (条例第8条第2項)

- ① 広告物等が汚染、変色等により美観風致を害し、又は害するおそれがあると認められるに至ったとき
- ② 広告物等が朽廃、破損等により公衆に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき

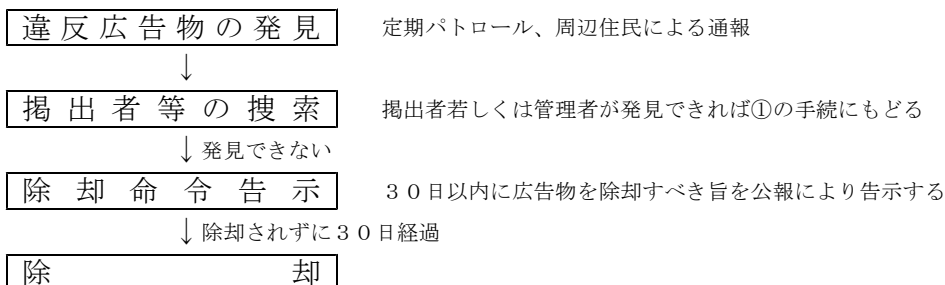
2 違反広告物への対応 ―除却命令の場合―

違反広告物に対しては、おおむね次のとおりに対応が行われます。なお、指導及び除却命令は、広告物等を施工した業者(広告物の表示・設置者)だけでなく、広告主(広告物の管理者)も対象となります。

(1) 相手方が確知できる場合 (条例第8条)



(2) 相手方が確知できない場合 (条例第9条)



(3) 簡易除却 (法第7条第4項)

はり紙、はり札等、広告旗、立看板等といった簡易な広告物については、次の①②の場合に該当するときは、相手方に除却を命じる手続を経ず、ただちにその広告物を除却します。

① はり紙

次のいずれかに該当する場合

ア 知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらず、許可を受けずに、表示又は設置されているとき

イ 適用除外広告物(→第4節)に明らかに該当しないことが認められるにもかかわらず、禁止された場所に表示又は設置されているとき

ウ その他明らかに条例に違反して表示又は設置されていると認められるとき

② はり札等、広告旗、立看板等

①ア～ウのいずれかに該当し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかの場合

3 除却した広告物等の保管

条例では除却作業は県が行うよう記述されていますが、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)により、その権限は、市町村が行うことになっています。除却した広告物は下記の要領で保管・公示したうえで、必要な処理を行います。

(1) 広告物等を保管した場合の公示事項 (条例第9条の4)

- ① 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- ② 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時
- ③ その広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- ④ 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(2) 広告物等を保管した場合の公示の方法 (条例第9条の5)

広告物を保管した場合、下記の方法で公示を行うとともに、保管物件一覧簿を備え付けいつでも関係者に自由に閲覧させなければなりません。

- ① 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日(法第8条第3項第1号に規定する広告物にあっては、5日)を経過する日までの間、規則で定める場所に掲示すること。
- ② 法第8条第3項第2号に規定する広告物等について、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を告示すること。

(3) 広告物等の価額の評価方法 (条例第9条の6)

広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとします。

この場合において、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができます。

(4) 保管した広告物等を売却する場合の手続 (条例第9条の7)

保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとします。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物等については、随意契約により売却することができます。

(5) 公示の日から売却可能となるまでの期間 (条例第9条の8)

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 法第7条第4項の規定により除却された広告物等 | 2日 |
| ② 特に貴重な広告物等 | 3月 |
| ③ ①②に掲げる広告物等以外の広告物等 | 2週間 |

4 罰 則

違反広告物を掲出するなどの条例違反をした者に対しては、30万円以下の罰金が課せられることがあります。(条例第19条)

また、違反広告物の除却等を命じられたにもかかわらず、これに従わない者に対しては、50万円以下の罰金の対象となります。(条例第18条)

なお、法人の代表者、個人の屋外広告業者の代理人、使用人その他の従業者が違反行為をした場合には、行為者を罰するほか、法人又は本人に対して、その行為に対応する罰金刑を科します。

第六節 屋外広告業登録制度

1 「屋外広告業」とは

屋外広告業については、法第2条第2項により「屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう」と定義されています。すなわち、広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをいいます。営業形態が元請けであると下請けであると問いません。

このことから、直接広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を行わない広告代理業は屋外広告業には該当しませんが、いわゆる看板業や塗装業に限るものではなく、建設業者が屋外広告物を掲出する工事を請け負う場合も、屋外広告業に該当します。

2 屋外広告業の登録 (条例第10条の2)

鳥取県内で屋外広告業を営もうとする者は、県内に営業所があるかどうかにかかわらず、知事の登録を受ける必要があります。

(1) 登録の申請

① 申請事項 (条例第10条の3第1項)

- ア 氏名・住所（法人の場合、名称・代表者の氏名・事務所の所在地）
- イ 営業所の名称・所在地
- ウ 役員の氏名（法人の場合）
- エ 法定代理人の氏名・住所（申請者が未成年者の場合）
※法定代理人が法人の場合、名称・代表者及び役員の氏名・事務所の所在地
- オ 業務主任者の氏名、所属する営業所

② 申請書類の提出 (条例第10条の3第2項)

ア 登録申請書 (規則 様式第2号)

イ 誓約書 (同 様式第3号)

ウ 申請者(未成年者の場合は、法定代理人)の住民票の抄本又はこれに代わる書面
※法定代理人が法人の場合は除く。

エ 申請者(法人の場合はその役員)の略歴書 (同 様式第4号)

オ 登記事項証明書(法人の場合・法定代理人が法人の場合)

カ 業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

キ 資格保有者(→(6)②)であることを証する書面

ク 登録手数料 1件10,000円 (条例第10条の18)

※ 同額の鳥取県収入証紙を購入し登録申請書の所定欄に貼り付けます。

(2) 登録の実施又は拒否

① 登録の実施 (条例第10条の4第1項)

登録申請に基づき審査し、登録拒否事由(→②)に該当していなければ、登録を実施します。

② 登録拒否事由 (条例第10条の5第1項)

次のいずれかに該当するときは、登録を拒否します。

ア 登録申請書・添付書類の重要な事項に虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けているとき

イ 登録を取り消された者が、取消し処分の日から2年を経過していない間に申請したとき

ウ 登録申請者(法人)が登録を取り消された場合で、処分日前30日以内にその役員であった者が、その処分の日から2年を経過していない間に申請したとき

エ 営業停止期間中に申請したとき

オ 法若しくは条例(他の都道府県・政令指定都市等の屋外広告物条例を含む。)又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた者がその執行が終わり又は執行を受けなくなった日から2年を経過していない間に申請してきたとき

カ 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第号に規定する暴力団若しくはその構成員又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有するとき

キ 法人の場合で、その役員のうちにイ～カのいずれかに該当する者があるとき

ク 未成年者の場合で、その法定代理人が、イ～キのいずれかに該当するとき

ク 県内において営業を行う営業所ごとに業務主任者を選任していないとき

③ 通知 (条例第10条の4第2項、第10条の5第2項)

知事は、登録の実施又は拒否のいずれの場合にも、その結果を登録申請者に通知します。その際、拒否の場合には、拒否の理由を示します。

④ 有効期間 (条例第10条の2)

登録の有効期間は、5年間です。有効期間満了後も営業を継続する場合は、更新の登録が必要です。(更新の登録の手続 → (1)新規登録 に準じる)

(3) 登録事項の変更

① 変更の届出 (条例第10条の6第1項)

屋外広告業者は、登録申請事項(→(1)①)に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に届出書類を提出しなければなりません。

② 届出書類の提出 (条例第10条の6第3項)

ア 変更届出書 (規則 様式第5号)

イ 誓約書 (同 様式第3号)

ウ 変更のあった事項に応じ、必要となる添付書類 (同 第10条第3項)

変 更 事 項	添 付 書 類
(個人)氏名、住所 ※申請者が未成年の場合の法定代理人も同じ	・住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・略歴書（規則 様式第4号）法定代理人の場合のみ
(法人)名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地 ※申請者が未成年の場合の法定代理人も同じ	・登記事項証明書
営業所の名称、所在地 ※申請者が未成年の場合の法定代理人も同じ	・登記事項証明書 ※商業登記簿の変更を要する場合に限る
(法人)役員の氏名 ※申請者が未成年の場合の法定代理人も同じ	・登記事項証明書 ・略歴書（規則 様式第4号）
業務主任者の氏名、所属営業所	・住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・資格保有者(→(6)②)であることを証する書面

(4) 廃業等の届出

① 届出義務

届 出 事 由	提 出 義 務 者
屋外広告業者が死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	法人の代表者であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	破産管財人
法人が合併、破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	清算人
県内において屋外広告業を廃したした場合	屋外広告業者

② 登録の失効

①の事由のいずれかに該当したときには、屋外広告業の登録は失効します。

(5) 屋外広告業者登録簿

① 調製（条例第10条の4第1項）

屋外広告業者登録簿には、登録申請事項(→(1)①)、登録年月日、登録番号を掲載します。

② 一般の閲覧（条例第10条の7）

屋外広告業者登録簿は、一般の閲覧に供します。

③ 登録の抹消（条例第10条の9）

登録が効力を失ったとき、又は、登録の取消し処分を行ったときは、屋外広告業者登録簿から抹消します。

(6) 業務主任者の選任

① 業務主任者の必置（条例第10条の11第1項）

屋外広告業者は、県内において営業する営業所ごとに、業務主任者を選任しなければなりません。

② 業務主任者の資格（同項）

- ア 屋外広告士試験合格者
- イ 屋外広告物講習会修了者
- ウ 職業訓練で広告美術科を終了した者

エ 職業訓練指導員（広告美術科）の免許取得者

オ 技能検定（広告美術科）の合格者

カ ア～オと同等以上の知識を有すると認められる者

※ カの場合には、知事に申請し、認定を受ける必要があります（申請様式 → 規則様式第9号）。なお、実務経験が5年未満である者、又は過去5年間に広告物に関する違反があった者は、知事の認定を受けることができません。（規則第16条第1項）

③ 業務主任者の業務（条例第10条の11第2項）

次の業務を総括する業務を行う。

ア 広告物の表示等に関する法令の遵守

イ 広告物の表示等に関する工事の施工、安全の確保

ウ 営業所に備える帳簿の記載に関すること

エ ア～ウのほか、屋外広告業の業務の適性な実施の確保

3 屋外広告物講習会（条例第10条の3）

知事は、屋外広告物に関する法令、施工方法等屋外広告物の表示、設置に関し知識を修得させるため定期的に屋外広告物講習会を行うこととなっています。

屋外広告業者は、県内で営業する場合、各営業所に必ず一人以上業務主任者（屋外広告物講習会の修了者等）を置くことが義務づけられています。

4 屋外広告業者の義務

（1）標識の掲示（条例第10条の12）

屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、次の事項を記載した標識を掲げなければなりません。（標識の様式 → 規則様式第11号）

- ① 氏名又は名称
- ② 登録番号
- ③ 代表者の氏名（法人の場合）
- ④ 登録年月日
- ⑤ 登録の有効期間
- ⑥ 業務主任者の氏名

（2）帳簿の備付け等（条例第10条の12）

① 帳簿を作成すべき広告物等の範囲

次に掲げる広告物等を設置又は表示したときは、その都度、1件ごとに帳票を作成しなければなりません。

- （ア）許可（変更許可を含む。）を受ける必要のある広告物等
- （イ）道路の路面上に突き出して設置される広告物等
- （ウ）大型広告物（→第3節1（4））

② 帳票の記載事項（帳簿の様式 → 規則様式第12号）

- （ア）注文者の氏名・名称及び住所
- （イ）広告物等の設置・表示場所
- （ウ）広告物等の種類・数量
- （エ）広告物の内容
- （オ）設置・表示年月日

③ 帳簿の保存等

帳簿は、過去5年分の帳票を一括して編集したものによります。

5 知事による屋外広告業の監督

(1) 知事による処分

知事は、次のいずれかに該当するときは、登録の取消し、全部又は一部の営業停止を命じることができます。（条例第10条の15）

- ① 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- ② 登録拒否事由（→(2)②）に該当することとなったとき
- ③ 登録事項に変更があった場合に、届出をしなかった又は虚偽の届出をしたとき
- ④ 法若しくは条例（他の都道府県の屋外広告物条例を含む。）又はこれらに基づく処分に違反したとき

(2) 屋外広告業監督処分簿

知事は、処分1件ごとに帳票を作成し、過去5年分の帳票を一括して編集した帳簿を、県庁住まいまちづくり課で一般の閲覧に供します。

帳票には、次の事項を記載します。

- ① 処分を受けた屋外広告業者の登録年月日・登録番号
- ② 処分に係る営業所の名称・所在地
- ③ 処分の根拠となる法令の規定
- ④ 処分の原因となった事実
- ⑤ その他参考となる事項

(3) 報告の徴収、立入検査

知事は、特に必要があると認めるときは、県内で屋外広告業を営む者に対し、その営業について報告を求め、職員を関係営業所へ立ち入らせて帳簿等を検査させ、関係者に質問させることができます。（条例第10条の17）

6 罰 則 （条例第17条～第22条）

屋外広告業登録制度に関する条例規定の違反者に対しては、次のような罰則規定があります。

なお、法人の代表者、個人の屋外広告業者の代理人、使用人その他の従業者が違反行為をした場合には、行為者を罰するほか、法人又は本人に対して、その行為に対応する罰金刑を科します。

違 反 内 容	罰 則
無登録営業、不正手段による登録 営業停止命令違反	1年以下の懲役又は50万円 以下の罰金
登録事項変更届をしなかった、又は虚偽の届出をしたとき	30万円以下の罰金
業務主任者の選任をしなかったとき	
報告徴収、立入検査への拒否	20万円以下の罰金
廃業届をしなかったとき、 標識（→4(1)）を掲示しなかったとき、 又は帳簿を適正に備え付けていなかったとき	5万円以下の過料